

郵政民営化委員会（第１９回）議事要旨

日時：平成１９年２月１５日（木） １６：００～１７：４０

場所：虎ノ門第１０森ビル５階 郵政民営化委員会会議室

（委員５名のうち、４名出席。増田委員欠席）

○ 議題１として、事務局より、本年１月２６日に開催された第４回郵政民営化推進本部に関する報告が行われた。同本部においては、郵政民営化の更なる推進に向けた指示等が了承され、これを受け、内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣から、郵政民営化委員会に対して、「実施計画の骨格に対する所見」で示された留意事項のフォローアップ等を行うよう要請があったこと等の説明があった。

○ 議題２として、昨年１２月２０日に郵政民営化委員会がとりまとめた「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」（以下「所見」）に対する意見についての審議が行われた。

今回及び次回の会合においては、所見の公表後約１ヶ月間の意見募集期間に、意見を寄せた団体のうち、委員会への出席を希望した団体から、ヒアリングを行うこととした。今回は、欧州ビジネス協会、社団法人経済同友会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人全国信用金庫協会の４団体からのヒアリングを実施した。

○ まず、欧州ビジネス協会からは、資料３－１に沿って、

- ・日本郵政（金融二社）の円滑な金融制度への融解の確保や、適切な内部監査・コンプライアンス態勢の確立が重要であり、所見を支持する。
- ・一方、「対等な競合の土壌」に関して、所見に明白な言及が無かったことについて、遺憾に思う。暗黙の政府保証に関する問題は、郵便保険会社が業務範囲の拡大を模索している中、保険市場の継続的な安定を確保するために取り組むべき。

等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは、

- ・「対等な競合の土壌」については、所見全体において示されている。
- ・民営化後は政府保証がないことについての一般への周知に努力したい。

等の発言があった。

○ 次に、社団法人経済同友会からは、資料３－２をもとに、

- ・政府出資が残る限りはイコールフットINGが明確にはならないことから、新規業務の開始に関しては厳格な認定が必要と考えるが、これは、新規業務開始に向けた準備や、民営化直後におけるリ

スク管理手段の多様化を行うことを否定する趣旨ではない。

- ・金融二社のバランスシートはあまりに巨大であるだけに、ALMが困難であり、金融市場にとっては波乱要因となるおそれがある。

等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは、

- ・政府出資が残る限り、新規業務は全く行うべきではないという紋切り型の議論は適切でない。
- ・バランスシートを健全にすることは重要。一方で、バランスシートの縮小に関し、数値目標等を設けることにつながるような議論は適切でない。

等の発言があった。

○ 続いて、社団法人全国地方銀行協会、社団法人全国信用金庫協会から、それぞれ資料3-3、資料3-4をもとに、

- ・郵便貯金銀行の民営化については、①経営規模の縮小、②公正な競争条件の確保、③地域との共存、という視点が最も重要であるが、所見にはこれらの点が十分に反映されていない。(地方銀行協会)
- ・リレーションシップ・バンキング、地域金融への影響についてはより配慮が必要であり、それを明示すべき。また、今後の新規業務の調査審議にあたっては、仮に政府によって「暗黙の政府保証」は存在しないとの広報が行われたとしても、一般預金者等の郵貯に対する基本認識を十分に検証・把握し、公正な競争条件の判断に当たり勘案すべき。(全国信用金庫協会)

等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは

- ・リレーションシップ・バンキングというシステムは重要だが、これまで蓄積のある地域金融機関の方が優位にあるはず。
- ・不当な競争については、地域金融に限らず、独占禁止法により一般的に規制されているが、金融二社に関しては、事前の要件審査を必要とするなど踏み込んだ仕組みとなっている。

等の発言があった。

○ 次回委員会は、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。